

# 教育自治の理論

— I の 3 —

勝野 尚 行

- 序 教育基本法と臨時教育審議会
- 第2節 教育基本法制の理念
  - I 教育基本法の成立
    - 田中耕太郎の教育思想の解明 (6)
      - 『善き隣人たれ』
      - 『教育と政治』

## 序 教育基本法と臨時教育審議会

日本教育法学会の第15回定期研究総会が、1985年3月30日、31日と工学院大学で開かれた。全体テーマは「『臨教審』教育改革と教育法」であった。初日の「研究総会」に続く翌日の「分科会」のうち、第一分科会は「臨教審と教育改革の検討」をテーマとするものであった。私が「教育基本法と臨時教育審議会」と題して研究報告を行ったのは、この第一分科会においてである。この研究報告のなかで私が解明をめざした主たる問題は3つほどあって、その一つは、臨教審は「教育基本法の精神にのっとり」設置され発足したことになっている（臨教審設置法第1条）が、果たして「教育基本法の精神にのっとり」なら首相（自民党総裁・総理）直属の臨教審は設置できるのか、かえってその精神はそのようなものとしての臨教審の設置を許容しないのではないか、という問題であった。いま一つは、ではその「教育基本法の精神」なるものはいったいどんな精神であるのか、これをさらに深く確かめて

みるという問題であった。さらにいま一つは、その精神にてらしてみるならば、現代教育改革の課題（内容的・手続きの両面で）はどうなるのか、これを明らかにするという問題であった。これら3つの問題のうち、第二および第三の問題の解明は、田中耕太郎の教育改革思想についての研究をさらに掘り下げることなしには、到底不可能であるから、当日の研究報告を準備する過程で、この仕事を相当に精力的に行ったわけである。教育基本法が成立する（1947・3）、その前後の田中耕太郎の教育改革思想の研究を中心にしてのことである。本『論集』論文「教育自治の理論」の「Iの3」以下は、その準備の過程で執筆しておいたものを基礎にしている。

日本教育法学会での私の研究報告は、しかし、教育基本法の精神は何かの問題について、従来からの理解を超え出るような研究成果を提起するまでにはいかず、私自身が多々不満の残る中身のものに終わってしまった。結局のところ、『善き隣人たれ』と『教育と政治』の2つを研究素材にして田中耕太郎の教育改革思想の研究を行うにとどまったことが、そうした限界を生んだわけである。近く日本教育法学会の年報・第15号（1986年3月末刊）に、その研究報告の要旨論文を寄せることになるので、その際にはいまいし成果を出すように努力してみようと思っている。折角の機会にもかかわらず、田中耕太郎の示唆に富んだ教育改革思想をよりポジティブに整理し紹介することができなかつたことにつき、非常に残念に思っている。

以上のような次第で、田中耕太郎の教育思想のより本格的な研究をすすめなくてはならなくなつたと思ひ、また「教育基本法の精神」のいま一步掘り下げたの確認が、臨教審が発足したいま、とりわけ重要な研究課題になっていることを思ひ、近刊予定の書物の題名は、『教育自治の理論』ではなくて、『戦後教育改革の思想』としようかとも考えている。その『戦後教育改革の思想』のなかでは、田中耕太郎の教育思想の徹底的研究を試みる計画である。

## 第 2 節 I 教育基本法の成立

## 田中耕太郎の教育思想の解明 (6)

## 『善き隣人たれ』

本書『善き隣人たれ』(1950年12月, 朝日新聞社)は1946年2月から1950年9月頃までの, 田中耕太郎の論文等を収録したものであり, そのなかには多くの教育関係の重要論文がある。本書に収録された論文には比較的1950年執筆のものが多く, この時期には田中は, その反組合主義の思想を前面に押し出すに至っているから, その点で本書には相当に批判的姿勢で迫らなくてはならないであろう。しかし, 反組合主義の思想が押し出されているという, その理由だけでもって本書に「産湯と一緒に赤子を捨てる」ような接近の仕方をするのは, やはりいく重にも正しくない。そのなかにはやはり, かれの刮目に値する教育思想が随所に顔を出しているからであり, 当時の教職員組合運動のなかに批判されてしかるべきところがなかったとはいえないだろうからである。したがって, これにたいしても, そこに内包されている価値あるものを抽出しぬくという姿勢で迫らなくてはならない。本書に収録されている主な論文の, 題名と執筆時期の一覧表の掲載は, ここでは割愛して, 直ちにその内容分析に入っていくことにしよう。本書『善き隣人たれ』の全体を組み立て貫く教育思想をみていくのに先立って, まず, 本書の題名ともされた論文「善き隣人たれ」(1946・2・19執筆)のこと, かれの『世界法の理論』全3巻の執筆動機に関する事, この2つのことについて, とくに言及しておくことにする。

## 「善き隣人たれ」

上記論文「善き隣人たれ」は, 真の日中友好関係の確立にとって何がなされなくてはならないかに論及したものである。日本が「中国に対して悪しき

隣人であったこと」が、まずは深く反省されなくてはならない。「21 箇条の要求、9・18 事変、7・7 事変の開始の事情を回想するとき、我々は日本の態度が強喝を常習としている悪徳三百代言のそれであったと認めざるを得ない」から、この態度が「敗戦によって清算せられなければならなかった」のであり、その意味でも「敗戦は日本にとって正に神の摂理、天罰であったといわなければならない」のである（『善き隣人たれ』246 ページ）。我々は敗戦を悔いるのではなく、「開戦が、或いはそれに先立つところの明治以来の国策の基調が根本において誤謬であったこと」を反省しなくてはならず、我々はいま「諸国民、殊に隣人である中国に対して犯した罪の大なるを反省し、宗教的コンヴァージョンをなし、新たな決心をもって平和と人道の理想に向って発足しなければならない」のである（同、246—247 ページ）。真の日中友好は、軍国主義・過激国家主義の国策についての反省、その国策がとくに中国人に対して犯した重大な犯罪についての反省から出発することが是非とも必要なのである。そうであれば、真の日中友好にとっては、我々がこの軍国主義・過激国家主義を「徹底的に破壊しつつす」ことが必要である。その残滓を我々は徹底的に払拭しなくてはならない。中国人にとっての敵は日本民衆にとっての敵でもあるからである。

「我々日本人は中国人が、寛大にも、日本民衆を敵としたのではなく、日本の軍国主義と過激国家主義とを敵としたことを知っている。これらの精神で浸潤せられていた日本軍閥と官僚とは、実に日本民衆の敵であった。いま我々は連合軍側の協力の下にこの種の敵の残塁を徹底的に破壊しつつある。この破壊作業が終りを告げる時に、日本は中国の信頼に値いする善き隣人となり得、中日両国間の古来の伝統的親善関係が回復せられ、真の東洋平和が実現することによって、世界人類の福祉に貢献することを得るであらう。」（同、248 ページ）

田中は以上のように述べて、戦前日本の軍国主義・過激国家主義が中国に対して犯した犯罪を反省し、その反省から軍国主義・過激国家主義の残滓を

徹底的に除去すること、この2つのことが今後の真の中日友好にとって必要不可欠な条件であることを、この論文で明示したのである。そうでなければ、「悪しき隣人」であった日本人が中国人の「善き隣人」になり切ることには到底できない、と断言してある。

この種の反省・破壊が戦後改革の過程で、いったいどれほどに深く徹底して行われたのか、1980年代のいま、あらためて問い直されなくてはならないであろう。

しかし田中は、「日本人の多数は中国を十分認識していなかった」なかでも、7・7事変以降に中国に渡る日本人が増加し、そのなかに「真に軍の暴虐に憤激し、日本政府の『大東亜共栄圏』のスローガンの偽瞞を看破し、正義人道と世界平和に基く中日親善を企図していた」日本人がいたことを指摘している(同、247ページ)。そして、この「真に中国を知り、敬し、且つ愛するに至った」日本人がいたことだけが「唯一つのなぐさめになること」だと述べている。真の中日友好の確立への、まことに的確な課題提起であった。

### 『世界法の理論』の執筆動機

田中が戦前・戦時の時期に、その反戦平和の思想を鮮明にしたり、15年戦争の本質が「正当原因」のない不正義の侵略戦争であることを指摘したり、そうすることを控えていたということ、そしてあたかも侵略戦争の支持者のようにも振舞っていたこと、しかしそれが外見表面上のことに過ぎず内面的にはそうではなかったこと、これらのことを証明することはそんなに困難なことではない<sup>1)</sup>。たとえば、田中がその15年戦争の時期においてさえ、大学自治論および両親教育権論を一貫して展開し続けていたこと、敗戦直後の1945年9月15日付のメモ「教育の基本方針に関する意見草稿」「教育改革私見」をいち早く作成して戦後教育改革の基本方向を明示しえたこと、1944年末頃から「三年会」を極秘裡に組織して「終戦の促進と敗戦後の国家の体制」について話し合っていたこと<sup>2)</sup>、等々の事実は、かれの外面と内

面との矛盾をすでによく示しているからである。

さて、田中は1932(昭和7)年に『世界法の理論』第1巻を岩波書店から出版し、翌33年にはその第2巻を、翌々34年にはその第3巻を、それぞれ出版している。この『世界法の理論』の出版意図は何であったか。本書『善き隣人たれ』に収録された論文「私の法哲学」(1950・1・1執筆)のなかで田中は、その出版意図について、「法における普遍的なものへの興味は、世界法への(私の)関心を惹起した」のであり、その意味では『世界法の理論』の出版は「かような学問的要求に発したものである」と説明しながらも、さらに次のように書いている。

「しかし、そこには政治的動機が伏在する。それは世界恒久平和の要求と、当時熾烈であった極端な国家主義及び民族主義に対する批判である。」  
(『善き隣人たれ』188ページ)

そして、「自然法の原理に立脚する世界的人権宣言を基礎とする世界組織法」論を、この『世界法の理論』の続巻として公刊することによって、これを完結したいと書いている(同、188ページ)かぎり、それは「人権に関する世界宣言」(1948・12・10、国連総会通過)に通ずるような普遍人類的原理を踏まえた法理論を開陳しようとしたものに違いないのである。そうであればこそ、それは当時の過激国家主義・民族主義に対する批判を伏在させるものでありえたのであろう。つまり、『世界法の理論』全3巻の出版の意図もまた、日本が15年戦争に突入するその直後に、その戦争政治の不当性・不法性を批判するというねらいに出たものであったのである。

「従来わが国においては、明治以来、あるいは『日本的』とか、あるいは『東洋的』とかいうふうに、政治、経済、文化等の諸範囲において常に特殊性のみが強調せられ来り、物ごとについての人類的とか普遍的とかいう方面は、とかく無視され勝ちであった。この傾向はとくに満洲事変勃発後、敗戦に至るまで顕著であり、『世界的』とか『国際的』とかいう観念は、あたかも危険思想のように看做みなされていたのである。」(同、46ページ)

このような伝統的・時代的な風潮のなか、あえて人類的・普遍的なものに着目した『世界法の理論』を出版し、国家主義・民族主義の時代風潮の批判に出たことは、「国際」「世界」「平和」等の概念が危険思想視されていた状態において、それが「きわめて用心深くかつ控え目に書かれている」(『私の履歴書』61ページ)としても、権力側からの政治的非難にさらされることになったのである。『世界法の理論』の出版のゆえに、田中は、貴族院本会議で右翼議員の槍玉にあげられたり、陸軍の注意人物としてブラックリストにのせられたり、警察のスパイにつきまといわれたりしたのである(同、68、72ページ)。

田中は、その本音ないし内面の部分において、15年戦争の不当性・不法性を見抜いており、それゆえに田中なりの仕方ですべてこれに対する批判を続けたのである。まさにそこに、かれが戦後教育改革の指導者たりえた理由があったのである。

〔註〕

- 1) かれがこのような態度をとっていたことの是非・評価は、ここではしない。その評価はなかなか困難だからである。
- 2) 田中『私の履歴書』春秋社、1961年刊、73ページ。

教育者等に対する批判

戦前・戦時の教育者の思想・行動に対する批判を、深い反省を求める意味で、田中はくり返して行っている。もちろん、かれの教育者等への批判は、一部のインテリゲンツィアの言動に対する痛烈な批判に比較すれば、ごく控え目なものであって、教育者等を「被害者」の側面からもとらえることを忘れてはいない。

(1) 一部の知識人に対するかれの批判から、まず紹介してみよう。

「彼等(一部の知識人)の多数の者は日本古来の伝統的徳道や教養から絶縁されているとともに、西洋文化の本道から遮断されて、その極めて局部

的、技術的な、特に病的に尖鋭化した智識を鵠のみにして、不消化のまま排泄している文筆業者である。(中略)非常時、戦時中、大東亜主義を鼓吹していた者が、終戦後においては幸いに文筆面に追放が及んでいないのを好機として、厚顔にも民主主義や平和主義の闘士気取りで、ジャーナリズムや学界に大手を振って横行している。(中略)無節操者に自ら恥を知ることを求めるのがそもそも無理である。』(『善き隣人たれ』239ページ)

一部の言論人の責任に言及した箇所<sup>1)</sup>でも、「彼等の多くは明治以来或は徒らに西洋思想の形骸のみを捕捉し、新奇のみを追ひ、流行に従ひ、或は社会大衆の卑近な要望への迎合を事とし来った」のであって、まさに「節操なき『転向』と巧妙な便乗」が公然と行われた(『教育と政治』345ページ)などと述べながら、これら言論人の思想的無節操を強烈に批判している。

「我々国民も亦此の際操觚者流の巧妙な看板の塗り換へが行はれることを嚴重に監視しなければならぬ。仮令<sup>たとえ</sup>彼等の口にする所が今後の日本の国際的及び国内的政策に合致するにしても、それが時勢迎合時局便乗の動機に出でてある限り(これから無節操者流の国際主義、平和主義への迎合が続出するだらう。既に其の徴候が認められる)、彼等の跳渠<sup>ちようきよ</sup>は道義国家の建設に百害あって一利ないのである。何となれば思想的節操こそは言論人に対する最小限度の而して最大の要求、彼等自らが死守すべき生命でなければならぬからである。」(同、347ページ)

知識人・言論人の恥知らずな「無節操な転向と巧妙な便乗」を批判しながら<sup>2)</sup>、この時代迎合・時局便乗の傾向が早くも戦後すでに認められると警告していたのである(この論文「言論界の責任と其の肅正」の執筆は1945・9・6)。このような便乗主義的傾向を厳しく批判するがゆえに、ここでも田中は、平和主義・民主主義への確信の形成を要求しているのである。「今や国是は軍国主義と全体主義を去って、平和主義と民主主義に就かざるを得なくなった。我々は希望する。世界政局の重圧の下に止むを得ずこれを強制されたといふ態度であってはならない。平和主義と民主主義とが国際国内の両方面におい

て根本原理たるが故に心の底からさう信ずるのでなければならぬ」(同、347ページ)と云ってである。

(2) 田中が批判を加えるのは、軍国主義・過激国家主義の教育の権力的強要に対する、教育者の対応の仕方についてである。そして、その迎合主義的対応の過ちが根本的に反省されることのないまま、教育者たちが敗戦後に平和主義・民主主義の教育を唱えていることについてである。この種の批判は、日本の教育者のなかにある欠陥の一面を鋭く突いているように、私には思われるのである。論文「教育者の貧困」(1947・6・6執筆)は、次のような文章で始まっている。

「すべては教育の貧困に<sup>はいた</sup>胎していることが一般的に承認せられた。政治や文化の貧困も結局そこに根差しているのである。教育の貧困は明治以降の教育思想自体の過誤即ち教育が真善美を追求する人間を養成することを目標とせず、一時的な国策遂行の手段に墮落していたことに起因している。しかしこのことは更に教育者の貧困によって拍車をかけられた。多数の教育者は国の教育がかような方向に墮したことについて批判的態度を持ち、これに対し消極的な抵抗すら敢てせず寧ろこれに追従迎合したのであった。教育者のこの追従迎合の態度は遺憾ながら終戦後の今日に於いても存続している。」(『善き隣人たれ』111ページ)

ここでは「教育の貧困」と「教育者の貧困」とが区別され、前者が教育の「一時的な国策遂行の手段への墮落」に起因する貧困を指し、後者は「貧困な教育」への教育者の追従主義的・迎合主義的な態度を指している。その「教育の貧困」に対する、教育者の批判的態度・消極的抵抗の欠如を指している。この「教育者の貧困」が「教育の貧困」化をいっそう押しすすめたのだというのである。

「我々は日本において、従来教育者が社会的に、経済的に、教育者としてふさわしい待遇をうけておらず、また軍国主義的、極端な国家主義時代においては、とくに軍部や官僚の<sup>しごく</sup>桎梏に悩まされていたことに対し、憤慨を

禁じえないものである。しかしながら、教育者がその間、教育者としての信念と使命の自覚を堅持しつづけ、いったん軍部や官僚の桎梏が除去せられるや、待っていたとばかりに、今まで抑えられてきたその識見と抱負を教育上に発揮するような状態になかったことを遺憾とする。」(同、140ページ)

「教育者の貧困」化とは、過てる軍国主義・過激国家主義の教育政策(教育の国策遂行の手段化をめざす政策)に対して教育者が自己の「識見と抱負」に基づく対応をせず、かえって教育者の多数が、そのような教育政策の展開の下で、その「識見と抱負」すらも失っていったことを指している。もしもそのような「教育者の貧困」が進行していたとするなら、敗戦後に「教育者の大多数は一般国民と同様に虚脱状態にあった」のは、けだし当然のことである。「国体明徴や、大東亜主義や、特攻精神が主要目的であった教育から、それらのものが除去されれば教育はもぬけの殻<sup>から</sup>である。教育者はこの空洞を自己の蘊蓄<sup>うんちく</sup>でもって充たさなければならぬのに、不幸にもそれが欠けている」(同、140ページ)ということになる。「過去の教育の過誤に対する徹底した認識と、あらたな教育に対する信念が欠けていることとまったく趣きを同じうしている」(同、142-143ページ)とすれば、敗戦後に多くの教育者が放心状態に陥ったことは当然のことである。

「彼ら(多くの教育者)は、軍国主義や極端な国家主義がなにゆえに払拭されなければならぬかについて、確信をもっていたとは思われない。確信は一夜づけにできあがるものではない。もしこの確信がひさしい間に涵養されていたとするならば、日本の教育はこうまで顛落<sup>てんらく</sup>はしなかったであろう。軍国主義や極端な国家主義に対する批判が教育界自体からおこり、教育界の力で自主的にこれらを払拭したかったのである。しかるにこれと反対に、それは外部の力によって行われ、教育界はあたかも受身の態度を持っているようである。」(同、141ページ)

もしも「過去の教育の過誤に対する徹底した認識」がすでに過去の教育の

なかで形成されていたとするならば、戦後の平和主義・民主主義の教育にたいする確信は容易に生まれ、教育者たちの力で自主的・自発的に軍国主義・過激国家主義の教育の批判・克服がすすめられていったに違いない。しかし、多くの教育者たちの追従主義・迎合主義の思想傾向は、軍部・官僚の桎梏・抑圧が除去せられつつある敗戦後においても、なお自己変革・反省されることなく生きている<sup>3)</sup>から、平和主義・民主主義の教育にたいする確信を広く教育者のなかに形成することが、差し迫った課題となっているのである。

田中耕太郎が戦後教育改革期に、教育改革の根本課題として意識していたことの一つは、日本の多数の教育者のなかにある迎合主義的性向の克服であり、戦後新教育にたいする確信の、教育者のなかへの形成であったということが出来る。あるいは田中は、これこそもっとも根本的な戦後教育改革の課題だと、そのように意識していたのかもしれない。

だからこそ田中はまた、「国民大衆は、善良なる父兄や教育者達を含めて、敗戦前に軍閥や官僚達が強調して来た諸価値の絶対性、その真理性と永遠性とを信仰していた。その信仰は認識を基礎としていたものでなく、神秘的の衣でつつまれた盲目的のものに過ぎなかった。従って敗戦によってこの神秘的の衣が、大日本帝国の権威と、それを傘に着ていた軍閥や官僚の勢力の崩壊とともに剥ぎ去られるや、それ等の諸価値は醜悪な残骸にすぎなくなってしまった」(同、232 ページ)と、教育者たちも戦前的諸価値を盲目的に信仰していたに過ぎず、なんらそこに科学的認識に基づく確信が存在しなかったことを指摘しながら、逆説的に次のようにさえいっているのである。

「終戦後、軍国主義的、極端な国家主義的の要素を、その最後の痕跡にいたるまで払拭することの努力が致された。軍国主義や極端な国家主義で凝り固まっており、それを自明の理だと考えていた一般教育者は、この自明の理に対し一大鉄槌が下されたために、茫然なすべきところを知らなかった。これを世人は虚脱状態という言葉でいいあらわした。もし教育者達が

軍国主義や極端な国家主義の眞理性について確信をもっていたとするならば、彼等は敗戦及び占領政策という単なる政治生活上の変動によって容易にその確信を<sup>\*</sup>枉げられる筈のものではなく、従ってそこに虚脱、すなわち精神的空白状態は決して起り得なかつたであろう。軍国主義や極端な国家主義が、それ等の誤謬にかかわらず、人格の力、自由な意思によって信奉された限りにおいて、それは殉教者的の情熱をもって当然擁護されなければならなかつた筈である。しかるに軍国主義や極端な国家主義の排撃に関し何等の抵抗がなかつたのは、教育者達が過去においてそれについて何等の確信をもっていなかつたことを物語っている。」(同、232—233 ページ)

軍国主義・過激国家主義の思想を教育者たちが「自明の理」と考えていたとしても、それは盲目的信仰の域を出るものではなく、冷徹な学問的認識からくる確信に基づくものではなかつたという指摘である。そして、続けて田中は、この「虚脱状態の空白は如何なる風にも、何ものによつても充実され得る。(中略) そうして空白を充たすところのものは何かというと、結局最初に入って来たものということになる」と述べ、「新憲法やそれに基礎をおく教育基本法の原理がこの空白を充たすにいたつたのも、かような仕方によるものであつた」とまでいうのである(同、233 ページ)。つまり、多数の教育者たちの憲法・教基法の受容の仕方は、まことに皮相な「空白を充たす」という仕方の域を出るものではないというのである。またもや迎合主義的姿勢による、その眞理性の確信とは無縁な、受容の仕方をしているというのである。田中がどれほどに平和主義・民主主義の思想の眞理性についての確信を、広く深く教育者のなかに形成することを重要な課題として意識していたか、このことを端的に述べたものだといわなくてはならない。

事実田中は、講演・論文その他のなかで、この確信の形成に向けて、最大限の努力を行つたのである。『善き隣人たれ』に収録された論文「東京裁判宣告を聞く」(1948・11・13 執筆)や「東京裁判判決の教訓」(1948・11・14 執筆)などのなかでも、この裁判を「勝者の實力行使」「負けたから仕方がない」

という態度で受けとめようとするこのなかに「侵略戦争を生み出した萌芽が存在している」のだと批判しながら、「我々国民は、過去においてかような戦争挑発者を責任ある地位においてばっこせしめた不賢明と無気力とを、この際深く反省しなければならぬ」（同、72ページ）とさえ述べているのである<sup>4)</sup>。

(3) 『教育と政治』（好学社、1946年11月刊）によっても、この迎合主義批判を若干なりみておこう。

敗戦に際して反省すべきは、多数の教育者自身でもある。いったい戦前・戦時の軍国主義・過激国家主義の時代において、「教育者が或は米英に対し鬼畜呼ばわりをしたり、或は神風の加護を宣伝したりした」という不見識が、教育者自身にどれほどに見識として自覚されているのか。

「明治以来の殊に既往十数年間の我が教育界の傾向は残念ながら主動性を失い、時代に対し批判者、指導者たる代りに、それに対し追従者、隷属者たるの観があった。それは教育者から自主性を剥奪するあらゆる政治的、行政的及び社会的拘束の然らしめる所であったが、然し教育者の無気力無確信亦与<sup>あずか</sup>って力なしとはしないのである。」（『教育と政治』183ページ）

「文部省が事実上陸軍省の一課と化し、特に中等及び初等の教育が著しく歪曲せられた」ために、この時代に「教育は最も大なる被害を蒙った」ことは否定できない。教育者が「戦争責任者」ではなく「戦争被害者」の地位に置かれたことは事実である。しかし、そのことをもって「教育者は反省の要なし」と断定してよいのか。

「我々は非常時局中に於ける我が教育界の軍閥への屈従を一種の不可抗力と認め、今其の結果に就て我が教育界の責任を追及する気にはなれない。教育界は国民の大多数と同じく、戦争責任者ではなく寧ろ<sup>むし</sup>戦争被害者なのである。唯だ問題は其の間教育者が如何なる態度を以て教育上の使命を実行し来たったかに存する。」（同、184ページ）

「戦争が<sup>なげなわ</sup>酷なるに当って和平を唱導することは殉教者の覚悟を要求するの

であり、万人に望み得べきことではない」けれども、教育者が「時代思潮の上に游泳する者」ではなくて、時代の指導者でなくてはならないとするならば、少なくとも「其の品位と識見を保って」時代に対応する必要があったのではないか。

「如何に戦時中と雖も我々は品位と識見とを保つ或る範囲の自由は有していたのである。我々には少くとも心にもないことを云わざるの自由は与えられていたのである。我々には生命や身体の自由を賭さないで軍閥や官僚に気に入られない程度、煙たがられる程度の自由は残されていた筈である。然るに多数の学者やジャーナリストは戦争を聖化し、心にもない大東亜民族の解放を叫び、大東亜戦争や大東亜共栄圏の理念的基礎をでっち上げたのであった。又多数の教育者は一国民として其の職場に於て忠実に働く程度を超えて、軍部や官僚の走狗となって躍ったのである。」(同、185—186ページ)

多数の教育者が「戦争への協力者」の域を超え出て、教育者としての「品位と識見」までも見失いながら、まさに「軍部や官僚の走狗となって躍った」し躍らされたという、この不見識について、多数の教育者は根本的に反省しなくてはならない。さもなければ、敗戦後のいま、民主主義・平和主義のスローガンが掲げられても、それは皮相なスローガンにとどまってしまうであろう。「教育者の多数が未だ教育の根本に関して十分確信を持っていない」ことは、教育勅語論議にもあらわれているのではないか。

「教育勅語が今日尚効力を有しているか否か、新勅語は渙発するであろうか、それは如何なる内容のものであるか等々を問題にすること自体が、我が教育界の性格と水準とを示すものである。若し従来教育が真理に対する認識と愛と奉仕とを以て其の使命を実行して来ていたとするならば、勅語が改まろうと否とは大な関心事ではない筈である。左様なことに余りに神経質になること自体が教育者の不見識を示すものである。」(同、188ページ)

このように教育者の不見識に反省を迫りながら、田中は「教育者は政治や流行思想の渦中であって、独立不羈であるべきである」(同、188 ページ)と述べていくのである<sup>5)</sup>。「従来の教育の誤謬はあまりに時局的あまりに政治的であった」ことにあるのだから、敗戦後もその同じ過ちをくり返してはならないといつてである。

「我々は時代の風潮に追従して民主主義や自由主義を口頭禪的に繰返す必要はない。問題は教育に於て真理の認識と愛と被教育者の人格の完成、其の個性の健全な発達が如何なる方法に於て且つ何の程度に達成せられつつあるかに存する。」(同、191—192 ページ)

〔註〕

- 1) 田中『教育と政治』好学社・1946年11月刊所収の論文「言論界の責任と其の肅正」。
- 2) 以下のような言論界に対する批判も、『世界法の理論』の著者たる田中耕太郎にして、はじめて説得力をもって可能となったといえるであろう。「我々は有力な日刊新聞及び総合雑誌経営者の態度を常に遺憾とせざるを得なかつた。如何に統制と検閲とが嚴重苛酷であつたかは十分諒とする所であるが、それにしても彼等は残された最も狭い自由の範囲でもそれを十分活用して自己の主張を貫く努力を致したのであらうか。其処には必要以上に軍と右翼の恐怖病に襲はれて迎合に終始した官僚と同じ軌道を歩まなかつたであらうか。多くの操觚者や学究達まで絶滅してはゐない僅かの自由の範囲を用心深い態度で利用しなかつたか。或は良心に反する言説をなすより寧ろ純学理的問題に沈潜するか、或は黄金の沈黙を守る態度を採らなかつたか」(同、346 ページ)という批判がそれである。
- 3) こうした点に関しては、田中は次のようにも批判している。  
「一部の教育者は、終戦後いかなる方針にしたがつて教育したらよいかわからず、それについて文部省に伺いをたてるような状態であつた。自分が一個の見識をもっており、ただ独断に陥ることをおそれるため、またいっそう根本的に研究する要求を感じてなら別として、指令がなければ途方にくれているというのでは、まったく情けない次第である。我々が、第一線の教育者が積極的にどしどし教育の理念と政策について当局に献策し、また文部省の文教政策について忌憚のない批判を下すことを期待するのは、無理な要求であらうか。」(『善き隣人たれ』141 ページ)
- 4) 「東京裁判宣言を聞く」では田中は、「我々国民はこの厳肅な歴史的審判に直面し

て、根本的に過去の罪悪と過誤とを反省し、将来平和の使徒たるべき決意を固めなければならない。それは一種の宗教的コンヴァージョン（改宗）でなければならない。「我々は今、背理的非人道的な侵略戦争によって国内と国外に与えた言語に絶する犠牲や損害に対する国民的責任を自覚し反省しなければならない」（同、70ページ）などと述べながら、「日本は敗者だから、勝者がその権力を如何様に振るおうが仕方がない」という態度をとることは「戦争を放棄し、平和の使徒となることを決意した者として大きな矛盾である」と指摘し（同、71ページ）、さらに次のように述べている。「戦争挑発者の責任の追及は侵略戦争にかり出された特攻隊員その他数限りもない犠牲者の近親者達に対し、生き残った国民の負担するところの、正義の立場からする当然の義務である。我々国民は、過去においてかような戦争挑発者を責任ある地位においてばっこせしめた不賢明と無気力とを、この際深く反省しなければならない。もし国民が公けの気持から冷静に審判の意義を反省することができず、かえってそれを強者の不可抗的实力の行使と考えるなら、平和国家の建設や戦争の放棄は虚飾であり、そこに軍国主義や極端な国家主義の萌芽が伏在するのである」（同、72ページ）と。まことに鋭い警告であったといわなくてはならない。

「東京裁判判決の教訓」では田中は、「判決理由を熟読した者は何人でも、満洲事变以来の全体の経過が、我々が直観的に危惧していたところを裏書しているのである。宣伝によって盲聾にせられ、憲兵隊や特高警察によって不具にせられていた我々に、事実の真相と全貌とが初めて明瞭に開示せられたのである」（同、74—75ページ）と述べながら、「我々は厳肅な判決を前に襟を正し、深く内省することを要求せられる。身内に犠牲者を出さなかった者や、戦災者や引揚者でない者や爆弾に見まわれなかった地域の者は、とかく侵略戦争の背理性や非人道性についての認識において不足になり勝ちである。これらの人々は、往々『負けたから仕方がない』という態度で、この裁判を以て勝者の実力行使だと見ようとするのである。かような態度の中に、侵略を生み出した萌芽が存在していることを反省すべきである」（同、75ページ）とか、「我々は時の経過とともに、民族特有の健忘症から正義感をまひさせることなく、公の心持から東京裁判の道徳的及び歴史的意義を反省すべきである」（同、76ページ）などと、ここでも鋭い警告を行っていたのである。

- 5) しかし、田中が教育者に要求する「独立不羈の精神」は、別の箇所でも述べたように、政治・行政に対する独立の精神であると同時に、社会・国民に対するそれでもあるから、続けて田中は「軍や官に迎合してならなかったと同様に、ここでも子弟や父兄、大衆にも迎合してならないのである」（同、188ページ）と述べていくのである。

## 教育基本法の提起する教育課題

(1) 「新憲法施行3年を顧みて」(1950・5・3執筆)は、新憲法につき「外国の原理や制度を無批判的にうのみにしたもの」とみたり、「敗戦の結果止むを得ず採用したもので、従って一時的のものに過ぎない」と考えたりする「あやふやな気持」では、これをもって「我が国家再建の基礎とし、その上に祖国の将来を築き上げて行く」ことは到底できないとして、新憲法への「心の底からの確信」を求めるとともに、「新憲法の基本原理である民主主義と平和主義との真理性を認識すること」を強く求めたものである。それが民主主義・平和主義の真理性の認識を求めているかぎり、教基法制下での教育課題をあらためて提示した論文とみて差し支えない。

「我々は新憲法が明治憲法の誤謬を正したものであり、またその欠陥を補なったものであることについて信念をもたなければならない。我々は、真理は時代により場所に応じて変るものでないこと、従って日本の政治は敗戦の有無、その前後に拘りなく、新憲法の原理に従って行われなければならないし、また将来も行われなければならないということを、心の底から確信しなければならぬのである。これは畢竟するに新憲法の基本原理である民主主義と平和主義との真理性を認識することに帰着する。」(『善き隣人たれ』59ページ)

ところで、この民主主義・平和主義の真理性の認識が課題となるのは、この真理性につき「国民の相当多数の者は懐疑的」であることによるが、これもまたけっして偶然などではなく、それ相当の歴史的な理由があつてのことである。その理由を田中は、次のように指摘している。

「長い間権力に対し盲従し、流行の傾向に迎合し、利益の多いところに引きつけられて行くことに慣らされた者には、人格の尊厳や基本的な人権や、自由と秩序、個人と社会との間の関係などに関する正しい認識は容易に得られない。また軍国主義的、極端な国家主義的の雰囲気<sup>ひつきよう</sup>を長年呼吸して来た者には、各国家の上に存する普遍人類的な法的及び道徳的原理の存在

や、戦争を放棄し軍備を全廃するような、徹底した平和主義のごとき、到底理解できないところである。」(同、59ページ)

盲従主義・迎合主義が支配的・伝統的な思想であったかぎり、軍国主義・国家主義もまたそうであったかぎり、人格の尊厳や基本的人権の思想への転換、さらには平和主義の思想への転換が容易に達成されるとは思えない。民主主義の思想についても同じである。

「国民の相当多数の者は、率直にいうならば、なお民主主義の基礎である自由な人格を回復しているものとはいえない。彼等は往年軍部や官僚に追従迎合し、またこれ等に対し無関心であったごとく、今日においても暴力の支配または流行の思潮に盲従的である。一般的にいえば我が国民の弱点は、自由や人格の尊厳を毅然として主張する道徳的勇氣に欠けており、外部的勢力——それが社会的な運動であれ、ジャーナリズムの流行的傾向であれ——に全く受動的態度を持していることである。」(同、60ページ)

したがって、民主主義・平和主義の真理性の認識に到達せしめるためには、「国民の中に真理に対する献身的な情熱」を呼び覚まさないといけないと、田中はこのようにいっているのである。平和主義・民主主義の真理性の認識に、盲従主義・迎合主義の性向の克服に、「真理に対する献身的な情熱」を呼び覚ますことが欠かすことのできない必須の条件だという指摘など、深く学びとってしかるべき、まことに示唆に富んだ貴重な指摘だとみなくてはならないであろう。

(2) 論文「虚脱とその後に来るもの」(1950・9・1執筆)のなかでも、田中は以下のように警告し、虚脱の「病源の探究」を行うよう求めている。

「我々は新憲法や教育基本法を制定し、また各個の民主主義的制度を創設したことをもって、民主国家や文化国家の基礎がおかれたというような錯覚に陥ってはならない。現今我々の眼前に生起する諸事象は、その本質において日本国民が敗戦の苦杯をなめたのにかかわらず、軍国主義や極端な国家主義の時代と同じように、民主的でも平和的でもないということであ

る。我々は深くその病源に遡って探究し、国家百年の基礎を建設しなければならぬのである。」(同, 241 ページ)

敗戦の苦杯をなめて5年余にもなるのに、新憲法・教基法の戦後法制下で、なお平和主義・民主主義の思想が人々のあいだに広く深く徹底し浸透したとは到底いえない。その「病源」はどこにあるのか。どのようにしてこの病理的問題状況を打開していけばよいのか。

その「病源」は人々の新憲法・教基法にたいする受けとめ方のなかにある。つまり、新憲法・教基法の真理性が確認されるまでにっていないことにある。

新憲法は「敗戦が日本にもたらしたもの」であるから、新憲法にたいする評価がわかるのは当然である。しかし、新憲法に対して疑惑の念を抱く多くの人は、旧憲法の新憲法に対する実質的優越の確信に基づいてそのような態度をとっているのではなく、「新憲法が新しいものであるが故に因襲にとらわれた気持から反感をもつか、または新憲法において外国的要素がとくに際立ってあらわれているために、民族主義的感情からこれに反発するかのいずれか」であり(同, 234 ページ)、いわば極めて皮相な感情的・感覚的な反発からそうした態度をとっているに過ぎない。教基法に対する懐疑もこれと同じであって、教育勅語との対照に由来しているに過ぎない。そしてまた、新憲法への多くの人々の支持も真に理論的確信に由来するものではない。「新憲法は何故に希望すべきものであるか。それは民主主義と平和主義を基調とするからである。しからば民主主義と平和主義とは如何なるものであるかといえば、それは新憲法に定められている主義というだけである。何故に我々が民主主義なり平和主義を採用することが望ましいかといえば、新しい時代はかような主義を要求するとか、我々は今米国の占領下にあるのだから、その国の政治原理にしたがうのが当然だ」というだけのことである(同, 235 ページ)。こうなると、「民主主義や平和主義は単にスローガンの価値しか有しない」ことになる。

「この故に戦後に急造されたところの民主主義者や平和主義者は、もしその主義の内容に立ち入って検討するにおいては、実に千差万別である。それは自己の利害や感情にしたがって気儘に民主主義や平和主義をでっち上げているのである。これはそれ等のもつ真理性にしたがって評価され、採用されたのではないからである。要するに民主主義や平和主義に対し、賛成または反対の立場にある者のいずれにしろ、それ等の真理性を探究してのうえ態度を決定しているのではないのである。」(同、235 ページ)

新憲法・教基法に盛り込まれた平和主義・民主主義は、その真理性が探究せられ、そのうえでその正当性が確信されていかななくてはならない。さもなければ、平和主義・民主主義が思想として人々のあいだに浸透し普及したとはいわれぬ。それではその真理性はいかにして認識せられるのか。

「一般的には軍国主義と極端な国家主義が国家を破局に導いたのであるから、これと対蹠的<sup>たいしよ</sup>な民主主義と平和主義とがこれ等のものに代ることは、国家を救い、再建の軌道にもたらしものと考えられているようである。しかしながら、それには軍国主義や極端な国家主義の誤謬がその前提として明瞭に自覚されていなければならない。」(同、237 ページ)

「軍国主義・過激国家主義は日本をあのような破局に導くことになったから、我々は将来そのような主義を去って新たな道に就かなければならない」というような皮相な認識では、その真理性に到達することは到底できない。「軍国主義と極端な国家主義の誤謬を認識する能力がない者は、民主主義と平和主義の真理性をも認識することはできない」(同、238 ページ)のであり、過去の軍国主義・過激国家主義により「日本が犯した数々の誤謬についての反省」のないかぎり、平和主義・民主主義は単なる看板に終わるのである(同、235 ページ)。平和主義・民主主義がいまだ思想化されえていないという「病理現象は、国民において軍国主義や極端な国家主義を否定し、民主主義や平和主義を肯定する共通不動の立場を持っていないことに起因する」(同、238 ページ)ともいえるが、軍国主義・過激国家主義が犯した誤謬がいまだ

人々によって、深くリアルに認識せられていないことに起因するのである。

平和主義・民主主義の真理性の認識は、その反対物たる軍国主義・過激国家主義の犯した数多の反人道的罪悪を根本的に認識しえてはじめて可能となる、田中はこのようにいっているのである。この田中の指摘は、かれがその他随所でくり返し強調している指摘であるが、もしもそうだとすれば、被災・被爆の悲惨さの体験・認識からだけでは到底、平和主義・民主主義の真理性の認識に到達しえないということになる。この点、我々に向けて深刻な反省・再考を迫るものであるとみられる。

### 教育刷新のプログラム

『善き隣人たれ』に収録された論文の一つに「教育刷新のプログラム」(1947・12・5執筆)がある。この論文のなかで田中は、5点にわたって戦後教育改革の基本的方向づけを行っているので、その他の論文でもこれを補充しながら、教基法制下における教育改革の方向ないし「教育基本法にのっとり」教育改革の原則を探ってみることにしよう。

第一。「国民、国会、政府のすべてが、教育に他の如何なる国策にも優先した地位を与えない限りは、日本はよくなるしない」(同、86ページ)というのが、その第一の原則である<sup>1)</sup>。「予算の切りもりは各個の国策の重要性の価値判断の問題である」「如何なる時代においても緊急な支出が殺到しており、国家財政に十分余裕があったためしはない」(同、93ページ)などと、田中はわざわざ前置きしながら、次のように述べている。

「教育者優遇に対し他の方面の官公吏の均てんを主張することを遠慮する位、また緊急を要する水害対策や官公署の建築に優先して校舎を建築することを怪しまないくらい、教育に対する理解が深まらなければ、また教育予算を出し渋るような内閣は国会と国民大衆の信任をつなぎ得ないくらい、政治の調子が高まらなければ、一文部大臣が如何に奮闘しても問題は解決せず、結局平和国家や文化国家はかけ声に終るのである。」(同、94

ページ)

およそ平和国家・文化国家を国是とするのであるかぎり、「教育優先の原理」が国政を特徴づけるのでなくてはならないという主張である。

田中が「文化国家の理念」に関して述べた箇所でも、「文化国家という概念は、国家自体が文化を創造することを意味するものではない。(中略)国家は文化に対し不干渉の態度をとり、それを民間の発達に任せなければならない」と述べたり、さらに「わが国においては明治以来の中央集権的傾向の結果として、文化に対し積極的政策を持し、殊に戦時非常時局中においては、文化を一時的な国策の具に供しようと試み、文化の発達を著しく阻害した」(同、118 ページ)と、過去の国家の文化政策を批判したりしながら、今後の国家の文化政策のあり方について、明確な指示を行っている。

「文化は純然たる個人的、民間的のものであり、国家自身がこれを指揮命令したり、これに対し一定の理念を示したり、それにしたがって統制したりすべきものではない。文化は極端に官僚主義を嫌うものである。」(同、118 ページ)

「同様に、国家は文化と同じ意味において、教育に関して官僚的統制を差し控えなければならぬのである。何となれば、教育は教育者が被教育者の自然的性格を開発する両者間の個人的な、接触関係であるからである。文化国家の理念は、国家が文化の内容に容喙するのではなく、一国の文化を個人の手に委ね、個人が自由に創造的活動に専心し得る政治的、経済的その他の条件を備うることに存しなければならない。かような意味において、従来の政府の態度は正当だといえなかった。政府は文化の健全な発達が要求する諸条件を備うることを怠りながら、しかも自己の狭隘なる識見に基き文化内容に容喙したのである。かような態度は今後一切清算せられ、国家は文化に関し一層謙虚な態度をとり、自己の活動を抑制すると同時に、文化の保護助長に関しては支出を惜しんではならぬのである。」(同、119 ページ、傍点引用者)

文化・教育の特殊性にてらしながら、文化政策のあり方の基本を指示したものである。

さらに「教育優先の原則」の承認の必要性については、「終戦後如何に民主主義が呼号せられても、誤まった教育と政治とによって長年の間形成せられて来た国民性が、1年や2年の間に直されるものではない」「明治以来80年間も、教育や文化を政治や経済に隷属せしめて来たわが国民の一般的態度が、敗戦によって急角度に改められると期待するのは、はなはだ甘い楽観主義といわなければならない」(同、170ページ)などと述べながら、その政策的承認が極めて困難な課題であることを、次のように見通していたのである。

「政治や経済に対する教育の優位の承認こそ、わが国家をして過去の誤まりを繰り返さしめず、将来平和国家、文化国家として列国の信頼を勝ち得る必須条件であることを、政治家、官僚及び国民の全部が全人格的に痛感し、この信念にしたがって一致して行動するようになるのはいつのことであらう。」(同、170ページ)

第二。教育改革に際しての第二の原則は、真理と道義とを教育内容の核心に据えることである。

「我々は教育の正しい目標を見失ってはならない。正しい目標は真理の探究と道義の実現をはなれては存在しない。真理と道義こそは人間を無軌道と無秩序から守るものである。それは政治と同時に教育の理念でもある。新憲法が非常に高い調子で以て宣明している人類普遍の原理即ち自然法は、教育の原理でもある。教育は正しい人間性に基かなければならず、そうしてこれは真理と道義を無視しては考えられない。」(同、86—87ページ)

「権力や流行に盲従しないで、真理に従い、道理を重んじて行動する」(同、29ページ)人間の育成というだけでは、いまだ甚だ抽象的であることは否定できない。しかし、この「教育に真理と道義を」というかれの課題提起には、戦前日本の過てる政治・教育に対する反省の念が、深く込められてい

るのである。

「我々は長い間、軍部やその手先であった官僚に引き廻され、上からの命令に盲目的に服従し、遂にあのような道理と人道とに反した戦争に突入り、敗戦の悲惨をしみじみと味わなければならなかった。単に政治的のみならず、思想的、文化的にも、事大主義が日本の社会の一つの特徴であった。明治以来外国のものはよいと思う態度で、外国の思想や文化を無批判的にう飲みにするか、または国粹主義が盛んになると、この風潮に迎合して、外国のものはすべて悪いものとして、排外的、独善的傾向に陥った。かような態度や傾向は終戦後の今日でも変りはない。」(同、28ページ)

服従主義・事大主義・迎合主義の思想傾向こそ、かの「道理と人道とに反した戦争」に突入せしめていったのだという反省が、すでにここにもみられるのである。

とくに道義の教育を最重視する田中は、「わが国の従来の倫理教育が国家中心主義のものであり、形式主義、外観主義に墮し、良心の声を窒息せしめ、不羈独立の道徳的人格を造り上げることを怠ったことが、今日の国民道義頹廢の原因となったのであります。国民は正邪善悪に関する普遍人類的道徳の存在についてさえ懐疑的になりました」(同、130ページ)と、戦前日本の倫理教育を厳しく批判しながら、敗戦後の日本で「国民教育に従事する者」にたいして、教育方法等の専門的・技術的な研究も等閑に附してはならないと述べながらも、道義の復興のための教育・研究に全力を傾注することを求めたのである<sup>2)</sup>。

「(国民教育に従事する者は)国民生活における道義の復興こそ最も重大な問題であることを心の底から認識し、あらゆる智識的、技能的教育に先んじて、またこれと常に並行して、正邪善悪に関する正しい感覚を第二の国民の心に深く植えつけることに全力を致さなければなりません。それが従来十分なされていなかったために、今日の民族的悲劇を招来したのであり、従ってこの欠陥が補正せられない限り、従来の誤謬を繰り返すことがない

とは保証し難いのであります。」(同、130—131 ページ)

しかし、注意しておくべきことは、真理と道義とを教育内容に貫くことが課題となるといっても、この課題は「第一線の教育者」自身の手で自主的に追求されるべきものであって、国会や政府によって求められるべきものではないということである。この点に関連して田中は、論文「教育綱領」(1949・6・19 執筆)のなかで、「文教審議会」なる首相の私的諮問機関(1949・5 新設)が「教育勅語に代るべき教育綱領」を起案しようとしていることにつき、次のように批判したのである。

「本来教育や文化は、政治や経済の上であり、それから独立した永遠性を有するものであり、従ってその根本的な理念や目的はその時々々の国会や政府によって宣明せらるべきものではない。然るに教育基本法が冒頭でこれを敢えてしたのは、従来教育勅語が各教育法令のチャンネルを通じて、わが国唯一の教育の淵源とみなされて来たという特殊事情から生じた異例と考えなければならない。」(同、96 ページ)

教基法が教育の理念・目的・内容を規定したのは、敗戦後に教育勅語体制を変革しなければならなかったという「特殊事情から生じた異例」なことなのであるという。そして、その「教育綱領」は教基法と矛盾してはならず、矛盾しなければ重複する無用なものとなるし、また「もし基本法の解釈だとすれば、それは学者や教育家の識見に任すべきであり、政府が公権的解釈を下すべきではない」ということになる(同、96 ページ)と述べている。政府による教育改革のあり方(課題と限界)を明示したのものとして、注目するに値する提言だといえよう。「教育綱領」の制定にあたっては「その必要性の有無につき事前に慎重検討すべし」というのが田中の強い注文であったのである。

**第三。**いわゆる「教育権の独立」の制度的達成である。「第一線の教育者」を政治的・行政的な統制支配から解放することである。

「教育は人間の窮極目的の手段、真理と道義への巡礼の道程であるが、他

の何らかの目的の手段となつてはならない。教育が国家や政治に隷属して  
いたことが、従来我が国が犯してきた最大の誤謬の一つである。」(同、87  
ページ)

田中が随所で展開してみせている、この「教育権の独立」の思想は「教育  
は中央においても地方においても、一般の政治及び行政に対して自主独立性  
を保持しなければならない」とする思想といふことができる<sup>3)</sup>が、この制度  
は多様な要素が重なり合つてはじめて達成されるものである。その究極のね  
らいは「長年の間、第一線の教育者は文部省或いは地方庁の煩瑣な指令によ  
つて、その創意を潑刺と発揮し得ず、卑屈にすらなつていた」(同、87ペー  
ジ)から、この第一線の教育者を煩瑣な指令から解放することにあるが、そ  
のためには以下のような改革が必要となる。

その一は、文部省が「教育者に対し、他の行政部門における意味の監督者  
ではなく、世話人、幹旋者以外のものであつてはならない」(同、87-88ペー  
ジ)といふことである。

「わが教育を民主化するには、まず文部省が従来の官僚主義的性格を払拭  
し、文部省と第一線の教育者との間に血の通つた関係が成立しなければなら  
ない。その関係は他の行政部門における中央官庁との間のようなもので  
あつてはならないといふのが、私の信念であり、また努力の標的でもあり  
ました。文部省の存在の理由は、学校に対する監督者であるべきでなく、  
教育を外部からの干渉や妨害から防衛し、外部に対しその正当な立場を主  
張し易いようにすることにあるべきであります。」(同、122ページ、傍点引用  
者)

従来から「地方教育者は中央や地方の教育行政官から、軍隊式に指揮命令  
を受けなければならぬような関係」にあつたから、これを抜本的に改めて、  
文部省は「日本教育界の正しい利益を擁護する産婆のような役割を演じなけ  
ればならぬ」(同、122ページ)のであり、教育界にたいしては「主として制度的  
的、社会的方面の世話を焼くことに自らの機能を局限すべき」ものである

(同, 123 ページ)。

「文部省は、第一線の教育者がその存在を意識しない位、教育者の要望にぴったり合ったものでなければならぬと存じます。文部省は第一線の教育者を信頼し、それに教育的活動を委託し、自分は軍国主義、極端な国家主義の払拭及び民主主義的教育の大綱の指示のほかは、教育界の利益代表として必要な予算的、法令的措置を講じ、学校図書館その他の文化的施設の整備、学校の国土及び産業計画的配置、学校相互の連絡、調節、教科書の編纂頒布、社会教育の振興、主として制度的、社会的方面の世話を焼くことに自らの機能を限局すべきであります。」(同, 123 ページ)

「政治及び行政の責任を担当する文部省は、勿論、全教育界の屋根としての役割を果すのに全力を傾注致します」(同, 133 ページ) というかれの文相としての決意表明も、文部行政の新しい任務をよく踏まえたものであった。「全教育界の屋根としての役割」という表現は、文部省のあり方を明示しえて妙である<sup>4)</sup>。さらにまた、「文部省と第一線の教育機関たる各学校及び学校当局との関係は、他の行政系統の場合における監督官庁と下級官庁のそれと全くその性質を異にし、文部省は第一線の学校やその当局に対しその立場の擁護者、その権益の代表者の地位にあるべきもの」である(同, 195 ページ) という前提に立って、次のように述べていることも、極めて重要である。

「勿論、文部省は政府の一環としてポツダム宣言を忠実に履行する責めに任じ、従って教育より、軍国主義的、極端な国家主義的諸要素を払拭し、教育を正しい意味において民主化する義務を負担していることは否定の出来ない事実である。従って文部省は単に教育人事や教育施設に関して、その権限を行使するのみならず、更に教育内容に立ち入って或る程度の指導的役割を演ずることまた止むを得ない次第である。然しながら文部省が、その方針を下部構造まで滲透させるためには、その特異の性格からして、他の行政系統の場合の如く命令、服従の態度をもってそれに臨むべきではなく、その態度は飽くまで民主主義的でなければならない。」(同, 196 ページ)

ジ)

文部省が「教育の民主化」のために教育内容編成に関して指導にあたる際には、命令・服従の態度ではなく、民主主義的態度であたなくてはならないというのである。その指導はあくまで助言・援助の性格のものでなくてはならないというのであろう。

その二は、文部省がそのような任務を遂行するために、文部本省の人事行政、さらには教育行政の人事が刷新されなくてはならないということである。つまり、教育行政の人事を「教育自体について十分な識見と体験とを持っている者」を登用して刷新することである。

「かような（文部省の）制度的、事務的方面と雖も、やはり教育自体について十分な識見と体験とを持っている者でなければ、満足には遂行出来兼ねるのでありますから、文部本省の人事行政と致しまして、従来よりも一層多く第一線の教育体験者から人材を求める必要があります。」（同、123ページ）

教育行政機関にせよ、教育審議会にせよ、そこにより多くの「第一線の教育体験者」を登用して「教育行政の民主化」をはかることは、「教育権の独立」を実質的・制度的に達成するうえに、どうしても欠かすことができない人事行政の基本原則である。

「もし教育者の地位が教育の門外漢によって左右せられ、教育者が行政的、社会的に他の勢力に隷属しているようでは、教育者は断じてその高貴な使命に精進することは出来ないのであります。」（同、124ページ）

「教育の門外漢」による教育支配が「教育権の独立」の原則に反する旨、明快に指摘した部分である。

したがって、その三は、教育者の環境を安んじてその職に精進し得るようにするため、「教育者の経済的地位の保障、とくにその待遇の改善」とともに、「教育に適わしい（地方）教育行政の確立」が達成されなくてはならないということである。1948年10月4日に第1回教育委員選挙が行われて翌11

月に発足する公選教育委員会制度につき、田中は次のように評価している。

「教育委員会制度の目的とするところは、教育を不当な支配——とくに官  
 僚的及び政治的の支配——に服しないようにし、以て教育の本来の目的を  
 達成することに存する。従来我が教育行政は一般地方行政の一部を構成  
 し、国家的官僚的統制に服し、そのために教育者は教育に全く素人の、官  
 僚の支配の下に服していた。そうして同時に教育者はまた、政党政派の対  
 立抗争の渦中に巻き込まれる危険が存在しないわけではなかった。かくし  
 て教育者は勢い、官僚や政党人の鼻息をうかがわなければ、自己の地位を  
 維持できず、また信念に従って行動できぬような傾向があった。教育委員  
 会制度は一方教育行政を一般行政から分離独立せしめることによって、教  
 育の官僚化を防止し、更にこれを一般民衆の健全な常識と結合することによ  
 って、その政党化を防止する意味を有するのである。」(同、79-80 ペー  
 ジ)

分権主義・独立主義・民主主義の3原則に基づいて、地方教育行政を政治  
 的・行政的な支配から解放し、第一線の教育者が「自己の信念に従って行動  
 できる」ようにすることである。

教育委員会制度の発足当時、事実田中は、これを「教育権の独立のために  
 設けられたもの」と、以下のように解説していたのである。

「教育委員の重大な使命は、自然法上本来父兄に属する教育権の代行者た  
 るにふさわしい教育者を選択し、彼等をして良心的にその天職を遂行せし  
 めることにある。これ教育委員会の制度は本来教育を守るために、即ち教  
 育権の独立のために設けられたものであるからである。しかしながら教育  
 者がもしその職務を完全に遂行せず、またはその正当な範囲を逸脱する場  
 合には、父兄の教育権が侵害せられるからして、教育委員会が父兄と教育  
 とを直結する立場において、教育界の肅正及び健全化に邁進しなければなら  
 ない。」(同、85 ページ)

第四。教育改革に際しての第四の原則は、師範型教員養成制度の根本的改

革である。

「日本の教育制度の最大の欠陥の一つは、森有礼によって創設せられた師範型の教育者養成制度である。教育者となるために年少の頃から特殊の修業をすることと、人間としての教養や学識を貯えた者が使命を感じて教育者となることの優劣については、特に論議の要を見ないところである。」

(同, 88 ページ)

旧師範型教員養成制度を従前の教育制度の「最大の欠陥」の一つに加え、田中はその根本的変革を提起したのであるが、その根本的変革が容易でないことまで、合わせ指摘していたのである。

「しかるに師範系学校の廃止は、セクショナリズム的精神に発する関係者の側の根強い反抗で失敗の危険が甚だ多いのである」(同, 88 ページ)、「もし主張される学芸大学の構想の中に、師範閥温存の気持が無意識的にも伏在するとするならば、それは今日の最重要な教育改革の一つに対する大きな障碍をなすものである。」(同, 88-89 ページ)

「いつの時代でも、教育においてもっとも根本的なことは、道徳的人格の養成である。それができての上の智識や技術の修得である。」「民主主義的政治や教育の基礎は、実に国民の道徳的水準の向上以外の何ものでもない。真理の尊重とか、人格の完成とかいっても、道徳をはなれて空に存在するものではない。」(同, 148 ページ)

「人類普遍の道徳律」についての教育者の強い信念、教育者の側の「道徳的真理」にたいする強い確信、これを、道徳的人格の養成を教育のもっとも根本的なことと考えるがゆえに教育者に要求する田中は、この種の信念の育成を少しもなしえなかったとして師範教育制度を批判している。「なんらの確信なく、従って批判力なく、そのときどきにあたえられる指導に盲従するような教育者養成制度、ことに従来の師範教育制度の欠陥と責任とをいっそう痛感せざるをえなかった」(同, 149 ページ) といっている。いったい敗戦後のいま、教育者たちは「従来の過誤」について、どれほどに徹底した認識

をもち得ているのか、漠然たる認識すらもっていないのではないか、という実感がその批判の出発点にあったのである。

第五。6・3制教育制度の堅持である。この6・3制のねらいの一つについて、田中は次のように述べている。

「6・3制教育制度の狙いどころの一つは、あまり早期に職業教育を開始する従来の弊害を匡正するにある。ところで一般の職業教育の場合においては、本人の前途を誤ったり、国家社会の能率を減少したりするに止まるが、教育の場合には医術の場合と同じく、対象たる人間を取りかえしのつかぬように損こなうのである。」(同、88ページ)

ここでの田中の指摘の意味するところは、必ずしもはっきりしない。しかし、早期の職業教育の開始について、「本人の前途を誤ったり」「人間を取りかえしのつかぬように損こなう」ゆえをもって、これに反対し、6・3制という教育制度のよさはそれが普通教育重視の制度である点にあることを明確にしたのである。

ここでの田中の6・3制論について、いま少し補説しておこう。「一般の職業教育」とは大人・成人を対象とする職業技術教育のことであろう。大人が自分自身の意思によって職業技術教育を受けるとして、もしもその選択が誤っていたとしたなら、その大人は「前途を誤った」ことになるだけのことである。そのときには、より自分自身の適性にそくした職業技術教育を選択し直せばよいのである。しかし、早期に過ぎる職業教育は「対象たる人間を取りかえしのつかぬように損こなう」のである。第一に、その人間の多様な発達可能的諸能力のうち、ある特定の能力だけを奇形的に発達させて(その他の発達可能的諸能力を犠牲にして)、とり返しのつかない奇形人間を造り上げてしまうからである。全面的発達の可能性さえなくなってしまうからである。第二に、人間のあれこれの専門的職業技術は、それによって人間が社会的諸活動に参加し生活していくための手段であるが、その専門的職業技術をどこでどのように活かすかは、その人間の価値観ないし世界観が決定するも

のである。そうだとすると、まずは普通教育による人間的教養の豊かな形成こそが保障され、そのうえで職業選択（そのための職業教育の選択）がなされなくてはならないであろう。そうでなければ、人間は自覚的・目的意識的に社会的諸活動に参加していくことはできない。盲目的な参加とならざるをえないであろう。6・3制義務教育のなかでの豊かな普通教育の保障こそ、人間的教養の修得に必要不可欠であるし、あれこれの職業技術教育の選択の基礎に据えられなくてはならない。田中が早期に過ぎる職業教育に警告を発した理由は、およそ以上のようなところにあるのではないかと思われる。

（次号に続く）

〔註〕

- 1) 「我々は教育優先の原則、すなわち国家は他のいずれの施策にも先だって教育をおもんずべきことの原則を確立しなければならない」「財政難のゆえに教育を等閑視するような政府は、財政に余裕ができても決して教育に力を入れない」（同、145ページ）
- 2) 「真理・道義の教育」のなかでは、「平和の教育」にも言及している。「被教育者は、真理に対すると同じ態度を平和に対してとるように導かれなければならない。真理が永遠に、またどこにおいても妥当するごとく、平和も時間と空間を超越して追及さるべきものとする信念が要望せられる。ところが今日なお教養のあるサークルにおいてさえ、過去の軍国主義のおかした罪悪について反省を欠く者が見受けられる。つぎに、到底勝つ見込みがないからの平和主義や、平和愛好諸国民の信頼を得るための平和主義が打算に出ており、信念を欠く不徹底なものであることは論をまたない」（同、176—177ページ）などと述べた後、田中は平和主義教育における3つの留意点をあげている（同、177—178ページ）。

第一は、「総合的に見て日本のおくれている点か、すぐれている点よりも実に多いことを考えて、謙遜と節度ある態度を持すべき」ことである。

第二は、他国の善意を信ずることである。「我々は従来、相当もののおかった人から、連合国の意図が日本を去勢し解体することにあるのではないかというような臆測を再三聞かされたことがある」けれども、このような「猜疑心は自己をもって他人を律することから起る」ものである。

第三は、教育的題材として「出来るだけ諸外国の歴史、文化および民族性に関する智識をとり入れ、とくに諸民族の長所を学び、以て排他的、独善的傾向を匡正することである。」

- 3) この「教育権の独立」のことにつき、別の箇所でも次のようにもいっている。

「国家の機能の一部をなす教育は、広い意味の政治の一環をなすものであるが、しかし教育が他の国家的活動と異なった特異性を有する結果として、特別の取扱いを受けなければならない。司法即ち裁判が国政の一部をなしながら、特別の取扱いを受け、司法権の独立が認められているごとく、教育にも亦独立の地位が与えられなければならないのである。司法や教育が政治に対して独立の地位を持っているのは、科学や芸術や宗教が国家の干渉の外にあって政治的色彩を帯びないのと、同一の理論の根拠に基くものである。いわゆる大学の自治や教育権の独立の思想も、教育の特異性即ちそれが学問的、芸術的、宗教的活動に類似する性質を有することに由来するのである。教育者は、教育が真理と平和の理念に従って生きた人間を育成することを目的とする崇高な活動であることを自覚し、外部の政治的紛争混乱に<sup>かたわ</sup>累されることなく、不羈独立にその使命を遂行しなければならない。」(同、81 ページ)

さらにはまた、「教育者は外部の政治的影響から自らを守ることによって、教育を守らなければならない。かような影響が国家権力の側から来ようと、政党の側から来ようと、社会的ジャーナリズム的力の側から来ようと区別はない」(同、82—83 ページ)とか、「教育は、司法や学問や芸術や宗教と同じく、政治に対し自主権を持っている。この自主権は、教育そのものの性質に由来するものであって、教育者その他の関係者の個人的資格から生ずるものでなく、真善美の認識及び実現に直接に関係するという、事項的性質のものである」(同、83 ページ)とか、その事項的性格を強調している。

- 4) このような文部行政観(「教育権の独立」論)は必然、いわゆる「国会万能主義」を退けることにもなる。憲法が国民に主権が存し国会をもって国権の最高機関と宣明しているとしても、「国民や国会は万能ではなく、それと雖も事物自然の道理、普遍人類の倫理法則、すなわち自然法を尊重しなければならない」「彼等は憲法を遵守するとともに、道理に従順でなければならない。国民及び国会についても無制限な自由主義は、これを認めることができない」(同、53 ページ)などと述べ、「多数決に対する論理的及び倫理的の限界が存在する」旨を強調している。以下のような指摘も同じ趣旨のものである。

「人間個人は自由であるが、しかしその自由は真理を認め且つそれを実現して行くために与えられている」のだけれども、「このことは政治生活上における真理についても同様である。民主主義の原理は時代及び場所を超越して適用するものである。新憲法の前文第一節はこの原理が人類普遍のものであり、それが一切の憲法、法令及び詔勅に優先することを厳かに宣明している。それは国家の意思を以てしても変更することができない」(同、61 ページ)。「正しい民主主義政治は

真理を承認し、それに従順であり、その実現に全力を傾注するものでなければならない。(中略)従って、正しい民主主義政治の内容と限界とは人類普遍の真理である。民主主義は真理の支配であるといって差支えないのである。(中略)民主主義政治は真理を唯一の主権者とする政治である。我々は真理を認識し、擁護し、これを人類社会に実現するよう努力することによって、政治を正しい方向に導き、国民の真の幸福を達成することができるのである。」(同、61-62ページ)。

いま一つの平和主義についても、「我々は、平和主義が真理にかなうものであるという信念を固めなければならない。我々は敗けたから一時平和主義になるという態度を捨て、平和こそ国民及び世界人類を幸福ならしめるものであるという確信に徹底しなければならない。平和主義は民主主義と理論的に共通の基礎をもっている。国際社会の平和は世界的規模における民主主義である。」(同、63ページ)。